

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、請求人に対して令和6年4月4日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を5級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2級へ変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分を取り消し、障害等級を2級の等級に変更することを求めている。

赤ちゃんの時の股関節脱臼。年を重ねて行くにつれて骨が変形してしまったので、治す事は出来ない。と、整形外科の医師にもいわれた。5級のままだとなんの支給も支援も受けられない。私はこの身体と一生涯付き合わないといけない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 6月12日	諮問
令和7年 8月 8日	審議（第103回第4部会）
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

身体障害者福祉法施行令8条は、法15条4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならないとしている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説は、肢体不自由の認定について、同解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないと規定しており（等級表解説・第3・1・（4））、また、四肢の障害は基本的には障害部位を個々に判定した上、総合的に障害程度を認定するものであると定めている（同・（6））。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、原則として提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

2 本件処分についての検討

本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件障害について

本件診断書によれば、請求人の「障害名」は、「下肢機能障害（右股関節運動制限）、体幹運動機能障害（右下肢運動障害）」（別紙1・I・①）とされている。

四肢体幹の運動機能障害については、体幹と四肢の障害の程度を総合して判定するが、その際二つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分注意を要し、体幹の障害には下肢の異常によるものを含まないとされる（別紙2・第3・2・(3)）。

本件障害についてみると、本件診断書の「原因となった疾病・外傷名」は「先天性股関節脱臼」とされ（別紙1・I・②）、「参考となる経過・現症」には「右股関節屈曲外転制限、腰帯筋力低下、股関節CTでの上記所見あり」、「総合所見」には「起立、立位保持能力障害、右股関節運動制限」と記載されている（同・④及び⑤）。「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」には、感覚障害の記載はなく、運動障害は「その他」、起因部位は「股関節」とされ、参考図示では右股関節のみに運動障害が認められ（同・II・一）、「備考」として「高度の肥満があり、機能障害を修飾している」と記載されている（同・III）。

以上のことから、請求人の機能障害は、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害による体幹の不自由を来したものと認められず、本件障害は、体幹の機能障害ではなく、下肢機能障害（右股関節）として検討することが相当である。

また、等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件

障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	下肢機能障害
4 級	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
7 級	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(2) 本件障害の程度及び等級

ア 本件障害の程度

本件診断書によれば、筋力テスト（MMT）は、右股関節の全ての項目が△（筋力半減。筋力3該当）、関節可動域は、伸展←→屈曲が100度、内転←→外転が40度、内旋←→外旋が60度とされており、関節可動域に一定の制限があるものの、筋力は一定程度残存していることが認められる（同・Ⅲ）。

また、歩行能力は100m以上歩行不能で、補装具なしでの起立位保持は10分以上困難（同・Ⅱ・三）とされ、動作・活動の評価は、「座る（足を投げ出して）」及び「座る（正座、あぐら、横座り）」は×（全介助又は不能）、「寝返りをする」及び「公共の乗物を利用する」は△（半介助）とされているものの、その他の項目はすべて○（自立）とされており、一定程度の運動性と支持性は保たれていることが認められる（同・二）。

そうすると、股関節の機能障害の全廃とは、関節可動域が10度以下、徒手筋力テスト2以下のもの、「著しい障害」とは、関節可動域が30度以下、徒手筋力テストで3に相当するものをいうとされているところ（別紙2・第3・2・(2)・ウ）、請求人の右股関節の機能障害は、「股関節機能の著しい障害」として障害等級5級と認定するのが相当である。

イ 総合等級

請求人の上記アの障害を総合した障害程度については、下肢機能

障害「一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害」（５級）として、総合等級５級として認定するのが相当である。

(3) 判断過程の妥当性の検討

上記(1)及び(2)の障害の認定に至る過程をみると、処分庁の照会に対して、本件医師は、請求人の障害程度が下肢５級相当であることについて異論はないが、本件診断書に記載のある、歩行能力、起立位保持能力、備考欄の内容、補助具なしでの歩行が５０ｍ程度であることを踏まえ、運動機能障害による「（下肢５級）、体幹２級、総合２級」が相当である旨の意見を出した。しかし、同意見に対し、処分庁が再度認定審査会に諮ったところ、同審査会は、本件診断書の備考欄に「高度の肥満があり、痛みもあつてのＡＤＬ障害により体幹２級」との意見が記載されていることを踏まえた上で、「下肢５級、総合５級」とする判断を示した。

四肢の障害は基本的には障害部位を個々に判定した上、総合的に障害程度を認定するものである（上記１(2)、別紙２・第３・１(6)）ところ、請求人の症状が下肢５級相当であることは、両者とも同じ結論を導いている。さらに、認定審査会において、本件診断書の備考欄の記載内容から、「高度の肥満」の運動機能障害への影響、原因疾病が「先天性股関節脱臼」であり、それによる右股関節の運動障害があること（上記(1)）を総合的に考慮の上判定された結果を基に、処分庁が本件決定に至った判断過程に不合理な点は認められない。

(4) 総括

以上のとおり、請求人の右股関節の機能障害（本件障害）は、機能の著しい障害（５級）であると認められることから、本件障害の程度は、総合等級５級と認定するのが相当である。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、障害等級を２級に変更することを求めているが、本件処分が法令等に則って適法に行われたものであることは上記２のとおりであり、請求人の主張は採用できない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

積の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2 (略)